

委 託 契 約 書 (案)

愛媛県(以下「甲」という。)と _____ (以下「乙」という。) とは次の条項により契約を締結する。

(委 託 事 業 の 内 容)

第 1 条 甲は、愛媛県救急安心センター事業(# 7119) (以下「委託事業」という。)を別添愛媛県救急安心センター事業(# 7119) 委託業務仕様書(以下「仕様書」という。)のとおり乙に委託し、乙は、これを受託する。

(委 託 業 務 の 遂 行)

第 2 条 乙は、委託業務を仕様書に従って実施しなければならない。
2 甲は、必要と認めるときは、乙に対して委託業務の処理状況について調査し、指示を行い、又は報告を求めることができる。

(委 託 の 期 間)

第 3 条 乙は、令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までの間に委託事業を行うものとする。

(契 約 の 効 力 の 遡 及)

第 4 条 この契約の発注者と受注者の電子署名がともになされた日が前条の委託期間の開始日より後の日である場合であっても、本契約の効力は、当該委託期間の開始日から生ずるものとする。

(委 託 料)

第 5 条 甲は、乙に対し、委託料として、金 _____ 円(うち消費税及び地方消費税の額 _____ 円)を支払う。

(契 約 保 証 金)

第 6 条 契約保証金は、 _____ 円とする。

(権 利 義 務 の 譲 渡 等 の 禁 止)

第 7 条 乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、

貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りではない。

(再委託等の禁止)

第8条 乙は、委託事業の処理を他に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

(事業計画書の提出)

第9条 乙は、契約締結後、事業計画書(様式第1号)を提出し、甲の承認を受けるものとする。

(事業計画の変更)

第10条 乙は、事業計画書の内容を変更しようとするときは、事前に事業変更計画書(様式第2号)を提出し、甲の承認を受けなければならない。ただし、事業計画書の収支予算書の支出の部に掲げる区分ごとの金額の20%以内の流用及び消費税及び地方消費税の額に係る変更については、この限りでない。

(実績報告及び完了検査)

第11条 乙は、委託事業を完了したときは、遅滞なく甲に対して実績報告書(様式第3号)を提出しなければならない。

2 甲は、前項の実績報告書を受理したときは、その日から起算して10日以内に、委託事業の完了について検査を行うものとする。

(委託料の支払)

第12条 前条第2項の検査終了後、乙は、委託料の支払を委託料精算払請求書(様式第4号)により、請求するものとし、甲は、請求書を受理した日から起算して30日以内に、委託料を支払うものとする。

(前金払)

第13条 前条の規定にかかわらず、甲は、必要と認めるときは、委託料の全部又は一部を前金払することがある。

2 乙は、前金払を受けようとするときは、委託料前金払請求書(様式第

5号)により、請求するものとする。

(契約の解除)

第14条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、乙に対し委託業務の全部若しくは一部の停止を命じ、この契約の全部若しくは一部を解除し、委託料の全部若しくは一部を支払わず、又は支払った委託料の全部若しくは一部を返還させることができる。

- (1) この契約に違反したとき。
- (2) 委託業務を遂行することが困難であると甲が認めたとき。
- (3) 委託業務を継続する意思がないものと甲が認めたとき。
- (4) 乙が次のいずれかに該当するとき。

ア 取締役等（乙の役員又はその支店若しくは常時委託業務の契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員等（愛媛県暴力団排除条例（平成22年3月26日条例第24号。）第2条第3号に規定する暴力団員等又は同号に規定する暴力団員等でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下この号において同じ。）と認められるとき。

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 取締役等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用した等と認められるとき。

エ 取締役等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

オ 取締役等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 取締役等が、相手方が暴力団員等であることを知りながら、これを不当に利用しているとき。

- 2 前項の場合において、乙に損害を生ずることがあっても甲はその損害を賠償しないものとする。

(談合等の不正行為に係る契約の解除)

第15条 甲は、乙がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

- (1) 公正取引委員会から私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第49条に規定する排除措置命令（以下「排除措置命令」という。）を受け、当該排除措置命令が確定したとき。
 - (2) 公正取引委員会から独占禁止法第62条第1項に規定する納付命令（以下「納付命令」という。）を受け、当該納付命令が確定したとき。
 - (3) 刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条（独占禁止法第89条第1項に規定する違反行為をした場合に限る。）の罪を犯したことにより、有罪判決が確定したとき。
 - (4) 刑法第197条から第197条の4までに規定する賄賂を甲の職員（一般職及び特別職に属する職員をいう。以下この号において同じ。）、職員になろうとする者又は職員であった者に供与し、又はその約束をしたとき（これらの者に対して有罪判決が確定したときに限る。）。
- 2 前条第2項の規定は、前項の規定による解除の場合に準用する。

(違約金及び損害賠償額)

第16条 乙は、第13条第1項及び前条第1項の規定によりこの契約が解除されたときは、甲に契約金額の10分の1に相当する違約金を支払わなければならない。

- 2 乙は、前項の場合において甲に損害を及ぼしたときは、同項の違約金のほか、その損害を賠償するものとする。

(賠償の予約)

第17条 乙は、この契約に関して第14条第1項各号のいずれかに該当するときは、甲が契約を解除するか否かを問わず、賠償金として、この契約金額の10分の2に相当する額を支払わなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

- (1) 第14条第1項各号のいずれかに該当する場合であって、排除措置命令若しくは納付命令又は審決の対象となる行為が独占禁止法第2条第9項に基づく不公正な取引方法（昭和57年公正取引委員会告示第

15号)第6項に規定する不当廉売であるときその他甲が特に認める場合

(2) 第14条第1項第3号に該当する場合であつて、刑法第198条の規定による刑が確定したとき。

2 前項の規定は、委託業務が終了した後においても適用する。

3 前2項の規定は、甲に生じた実際の損害額が第1項に規定する賠償金の額を超える場合においては、甲がその超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。

(契約の変更)

第18条 委託業務の内容に著しい影響を与える事情が生じたときは、甲乙協議のうえ契約の内容を変更することができる。

(損害賠償)

第19条 乙は、その責めに帰すべき理由により、委託事業の実施に関し、甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(関係書類の整備及び保管)

第20条 乙は、委託事業に係る経費を他の経費と区別して経理するとともに、その支出を明確にし、他に流用してはならない。

2 乙は、録音記録や対応記録等、業務運営上作成した書類等については、契約期間満了後3カ月を経過するまでは適切に保存するとともに、保存期間終了後は速やかに、かつ確実に廃棄または消去しなければならない。ただし、甲が別に指示した時は、その指示に従うものとする。

(秘密の保持)

第21条 乙は、委託業務の実施に関して知り得た秘密を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(個人情報の保護)

第22条 乙は、この契約による業務を処理するための個人情報の取り扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(契約書外の事項)

第23条 この契約書に定めのない事項については、愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）によるものとし、同規則に定めのない事項又はこの契約の条項について疑義が生じた場合には、必要に応じて甲乙協議してこれを定めるものとする。

この契約の証として、書面又は電磁的記録にて本書を作成する。書面に作成する場合には、本書2通を作成し甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。電磁的記録にて契約書を作成する場合には、甲及び乙がそれぞれ電子署名を行い、各自が保存する。

松山市一番町四丁目4番地2

甲 愛媛県

知事 中村 時広

住所

乙 法人名

代表者職氏名

様式第1号（第8条関係）

令和 年 月 日

愛媛県知事 様

住 所

法人名

代表者職氏名

印

令和8年度愛媛県救急安心センター事業（#7119）計画書

令和 年 月 日付けで契約を締結した標記事業について、委託
契約書第8条の規定に基づき、事業計画を下記のとおり提出します。

記

- 1 事業の内容
- 2 事業の実施予定期間
- 3 事業の実施場所
- 4 収支予算書（別紙様式1）
- 5 その他

別紙様式 1

収 支 予 算 書

1 収入の部

(単位：円)

区 分	予 算 額	備 考
委 託 料		愛媛県救急安心センター事業（#7119）委託料
合 計		

2 支出の部

(単位：円)

区 分	予 算 額	備 考
報 償 費		
需 用 費		
役 務 費		
使用料及び賃借料		
その他		
小 計		
消費税及び地方消費税の額		
合 計		

(注) 委託先が免税業者の場合は、支出の部区分欄の「消費税及び地方消費税の額」を「消費税及び地方消費税の影響額」とする。

様式第2号（第9条関係）

令和 年 月 日

愛媛県知事 様

住 所

法人名

代表者職氏名

印

令和8年度愛媛県救急安心センター事業（#7119）変更計画書

令和 年 月 日付けで承認のあった標記事業計画書を下記のとおり変更したいので、委託契約書第9条の規定に基づき、その承認を申請します。

記

- 1 変更の理由
- 2 事業の内容
- 3 事業の実施予定期間
- 4 事業の実施場所
- 5 収支予算書
- 6 その他

（注）変更のない事項については、省略することができる。

様式第3号（第10条関係）

令和 年 月 日

愛媛県知事 様

住 所

法人名

代表者職氏名

印

令和8年度愛媛県救急安心センター事業（#7119）実施報告書

令和8年 月 日付けで契約を締結した標記事業について、委託
契約書第10条第1項の規定に基づき、実績報告を下記のとおり提出しま
す。

記

- 1 事業の内容
- 2 事業の実施期間
- 3 事業の実施場所
- 4 事業の結果（効果）
- 5 収支決算書（別紙様式2）

別紙様式2

収 支 決 算 書

1 収入の部

(単位：円)

区 分	決 算 額	備 考
委 託 料		愛媛県救急安心センター事業（#7119）委託料
合 計		

2 支出の部

(単位：円)

区 分	決 算 額	備 考
報 償 費		
需 用 費		
役 務 費		
使用料及び賃借料		
その他		
小 計		
消費税及び地方消費税の額		
合 計		

(注) 委託先が免税業者の場合は、「消費税及び地方消費税の額」はそれぞれの区分に含める。

様式第4号（第11条関係）

令和8年度愛媛県救急安心センター事業（#7119）委託料精算払請求書

令和 年 月 日

愛媛県知事 様

住 所

法人名

代表者職氏名

印

令和8年 月 日付けで契約を締結した標記事業に係る委託料について、委託契約書第11条の規定により、下記のとおり請求します。

記

一金 円也

内訳	委託料	金	円也
----	-----	---	----

	前金払受領済額	金	円也
--	---------	---	----

	今回請求額	金	円也
--	-------	---	----

様式第5号（第12条関係）

令和8年度愛媛県救急安心センター事業（#7119）委託料前金払請求書

令和 年 月 日

愛媛県知事 様

住 所

法人名

代表者職氏名

印

令和8年 月 日付けで契約を締結した標記事業に係る委託料について、委託契約書第12条第2項の規定により、下記のとおり請求します。

記

一金 円也

内訳	委託料	金	円也
----	-----	---	----

	前金払受領済額	金	円也
--	---------	---	----

	今回請求額	金	円也
--	-------	---	----

	残額	金	円也
--	----	---	----

（注）前金払を必要とする理由書を添付すること。

個人情報取扱特記事項

【甲：愛媛県、乙：受託者】

（基本的事項）

第1 乙は、個人情報保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の適切な管理を行わなければならない。

（秘密の保持）

第2 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに第三者に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

2 乙は、この契約による業務に関わる責任者及び従事者に対して、在職中及び退職後において、この契約による業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないこと、これに違反した場合は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の規定に基づき処罰される場合があることその他個人情報の適切な管理に必要な事項に関する研修をしなければならない。

（保有の制限）

第3 乙は、この契約による業務を行うために保有する個人情報は、業務を達成するために必要な最小限のものにしなければならない。

（安全管理措置）

第4 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失又は毀損（以下「漏えい等」という。）の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 乙は、この契約による業務の責任者及び従事者を定め、書面により甲に報告しなければならない。

3 乙は、責任者及び従事者を変更する場合は、事前に書面により甲に報告しなければならない。

4 乙は、従事者の管理体制及び実施体制並びにこの契約による業務で取り扱う個人情報の管理の状況についての検査に関する事項について書面により甲に報告しなければならない。

（利用及び提供の制限）

第5 乙は、甲の指示又は承認があるときを除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報の内容を契約の目的以外の目的に利用し、又は提供してはならない。

（複写、複製の禁止）

第6 乙は、この契約による業務を処理するために甲から提供された個人情報が記録された資料等を、甲の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止等)

第7 乙は、この契約による個人情報を取り扱う業務を第三者に委託(以下「再委託」という。)してはならない。

2 乙は、この契約による業務の一部をやむを得ず再委託する必要がある場合は、再委託先

の名称、再委託する理由、再委託して処理する内容、再委託先において取り扱う個人情報の内容、再委託先における安全性及び信頼性を確保する対策並びに再委託先に対する管理及び監督の方法を明確にした上で、業務の着手前に、書面により再委託する旨を甲に申請し、その承諾を得なければならない。

3 前項の場合、乙は、再委託先に本契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、甲に対して、再委託先の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

4 乙は、再委託先に対して、再委託した業務の履行状況を管理及び監督するとともに、甲の求めに応じて、その管理及び監督の状況を適宜報告しなければならない。

5 前各項の規定は、再委託先が委託先の子会社(会社法(平成17年法律第86号)第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。)である場合も、同様とする。

(派遣労働者利用時の措置)

第8 乙は、この契約による業務を派遣労働者に行わせる場合は、派遣労働者に対して、本契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。

2 乙は、甲に対して、派遣労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

(資料等の返還等)

第9 乙は、この契約による業務を処理するため甲から提供を受けた個人情報記録された資料等は、業務完了後直ちに甲に返還するものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

2 乙は、この契約による業務を処理するため乙自らが取得し、又は作成した個人情報記録された資料等は、業務完了後速やかに、かつ確実に廃棄又は消去するものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

(個人情報の運搬)

第10 乙は、この契約による業務を処理するため、又は業務完了後において個人情報記録された資料等を運搬するときは、個人情報の漏えい等を防止するため、乙の責任において、確実な方法により運搬しなければならない。

(実地検査)

第11 甲は、乙がこの契約による業務に関して取り扱う個人情報の管理

体制、実施体制及び管理の状況等について、随時実地に検査することができる。

(指示及び報告等)

第 12 甲は、乙がこの契約による業務に関して取り扱う個人情報の適切な管理を確保するため、乙に対して必要な指示を行い、又は必要な事項の報告若しくは資料の提出を求めることができる。

(事故時の対応)

第 13 乙は、この契約による業務に関し個人情報の漏えい等の事態が生じ、又は生じたおそれがあることを知ったときは、その事態の発生に係る帰責の有無に関わらず、直ちに甲に対して、当該事態に関わる個人情報の内容、件数、原因、発生場所及び発生状況を書面により報告し、甲の指示に従わなければならない。

(損害賠償)

第 14 乙は、その責めに帰すべき事由により、この契約による業務の処理に関し、個人情報の取扱いにより甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。再委託先又は派遣労働者の責めに帰する事由により甲又は第三者に損害を与えたときも同様とする。

(契約の解除)

第 15 甲は、乙がこの個人情報取扱特記事項に違反していると認めたときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。

(参考) 個人情報の保護に関する法律

(安全管理措置)

第 66 条 行政機関の長等は、保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

2 前項の規定は、次の各号に掲げる者が当該各号に定める業務を行う場合における個人情報の取扱いについて準用する。

(1) 行政機関等から個人情報の取扱いの委託を受けた者 当該委託を受けた業務

(2) 指定管理者（地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者をいう。） 公の施設（同法第 244 条第 1 項に規定する公の施設をいう。）の管理の業務

(3) 第 58 条第 1 項各号に掲げる者 法令に基づき行う業務であって政令で定めるもの

(4) 第 58 条第 2 項各号に掲げる者 同項各号に定める業務のうち法令に基づき行う業務であって政令で定めるもの

(5) 前各号に掲げる者から当該各号に定める業務の委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者 当該委託を受けた業務

(従事者の義務)

第 67 条 個人情報の取扱いに従事する行政機関等の職員若しくは職員であった者、前条第 2 項各号に定める業務に従事している者若しくは従事していた者又は行政機関等において個人情報の取扱いに従事している派遣労働者（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和 60 年法律第 88 号）第 2 条第 2 号に規定する派遣労働者をいう。以下この章及び第 176 条において同じ。）若しくは従事していた派遣労働者は、その業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

第 8 章 罰則

第 176 条 行政機関等の職員若しくは職員であった者、第 66 条第 2 項各号に定める業務若しくは第 73 条第 5 項若しくは第 121 条第 3 項の委託を受けた業務に従事している者若しくは従事していた者又は行政機関等において個人情報、仮名加工情報若しくは匿名加工情報の取扱いに従事している派遣労働者若しくは従事していた派遣労働者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第 60 条第 2 項第 1 号に係る個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、2 年以下の拘禁刑又は 100 万円以下の罰金に処する。

第 180 条 第 176 条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1 年以下の拘禁刑又は 50 万円以下の罰金に処する。